

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-51 部：給湯及び給水設備用据置形
循環ポンプの個別要求事項

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	7.1	<ul style="list-style-type: none"> － 回転方向 － 定格電流及び保護装置が固定配線に設置されている場合には、その旨。 	<ul style="list-style-type: none"> － 回転方向（三相モータのポンプの場合） － 定格電流（三相モータポンプの場合で、保護装置が固定配線に設置されなければならないとき）には、その旨。
	11.3	（記載なし）	<p>11.3 JIS C 9335-1 の 11.3 によるほか、次による。</p> <p>備考 101 JIS C 9335-1 の備考 4. で参照している温度 t_1 及び t_2 は、例えばボイラーの外郭など、ポンプが組み込まれた環境の周囲温度とする。</p>
	14.	JIS C 9335-1 の 14. は、この規格では適用しない。	過渡過電圧は、JIS C 9335-1 の 14. による。

平成 19 年 1 月 5 日作成